

滋賀県子ども若者審議会 第2回ひとり親家庭支援・子どもの貧困対策等検討部会
議事概要

1 開催日時・場所

令和6年6月13日(木) 17時30分～19時30分
滋賀県庁本館2階第2委員会室

2 出席委員(五十音順、敬称略)

炭谷部会長、池内委員、金山委員、神原委員、斎藤委員、坂下委員

3 議題

- (1) ひとり親家庭支援・子どもの貧困対策報告書素案について
- (2) その他

資料1

(事務局)

- ・滋賀県子ども若者審議会規則第5条第7項において準用する第4条第3項の規定により、委員の過半数の出席が必要となることから、委員数10名中5名が出席していることから、本部会は成立していることを報告。

(事務局)

<議題について、資料、参考資料により説明>

(委員)

- ・ひとり親支援についてどういう方向、理念で支援するのか。人権を尊重する視点が必要ではないか。また、多様性を重視し、取り残すことのないような理念を打ち出していきたい。

(委員)

- ・課題2において、人権尊重に係る状況等を記載し、施策の方向性に記載するのはどうか。
- ・データがあれば分かりやすい。

(委員)

- ・ひとり親家庭に特化した、差別を受けているかどうか、生きづらさ、つらい経験等のデータはない。
- ・結婚しないで子どもを設けることは恥ずかしいことではない。ひとり親であることが可哀想なこと、恥ずべきことという風潮を変えていくという支援策が非常に重要。
- ・人権計画との連携を打ち出して欲しい。

(委員)

- ・子どもの意見表明という視点が必要。例えば、面会交流の際など。
- ・最低限の生活だけでなく、余暇支援等、家庭で提供できないことを社会から積極的に提供することが必要。

(委員)

- ・困難な状況にある若者の声の中で、苦しい状況にあっても、余暇の時間を充実させたい方もいた。体験や遊び等の機会の確保が埋もれているのではないか。

(委員)

- ・子どもへの貧困対策について、生まれ育った環境に左右されない等、決まりきった文言も分かりやすく文言で考え直していければ。
- ・ひとり親家庭への支援において、メンタル相談を円滑に実施できるような体制があれば。

(委員)

- ・ひとり親の中にはDVから逃げてフラッシュバック等が起きる方もいる。メンタルの部分は福祉専門職の方だけでは難しいので、メンタルの部分もサポートできるような人材を確保していく必要がある。

(委員)

- ・生まれ育った環境に左右されない等の文言について、どこまでが可能かということもあるが、前向きに考えていただきたい。
- ・また、支援の内容に加え、周知、広報を行う中で分かりやすい文言で伝えることが必要。

(委員)

- ・就労支援について、事業の内容に実効性があるのか、実際の成果はどうか、検証、反省できるようにするべき。

(事務局)

- ・人権尊重について、ご発言の中で多様性というフレーズあった。一つの流れに沿った切り口と考える。エッセンスだけでも踏まえて課題整理をしたい。
- ・余暇支援、体験というフレーズもあった。第3回に向けて整理の余地はあると考えている。
- ・成果について、指摘があって気づく部分もある。就労支援にかかわらず、こういった数値を持っていくことができるか検討したい。

(委員)

- ・母子家庭と父子家庭の就業状況における正社員の割合、あまりにも乖離がある。ジェンダー不平等。母子家庭において、どのように年収を上げられるかにフォーカスしないと現状変わらないのでは。貧困ラインを脱して生活できるようになるまで母子世帯の就労支援が必要。
- ・民間企業の雇用の働きかけ、どういう風なスキル経験、資格があれば雇いたいと思ってもらえるか。雇う側のニーズにそったスキルアップの方法が必要。

(委員)

- ・女性の起業セミナー等はよく行われている。
- ・新しい試みとして、オンラインを活用した講座によるスキルアップやメンタルヘルスのケアも組み込んでいくことが重要かと思う。
- ・生活支援と就労支援を組み合わせたところに力をいれていくこと重要。

(委員)

- ・就労支援において、コミュニケーション能力が重要。ハローワークを通じた支援もあったが、支援対象者のコミュニケーション能力がネックになることがある。

(委員)

- ・公営住宅の抽選で外れた方へのサポートがない。そういった方に住宅補助を行うことや、空き家を安い賃料で貸し出す等の対応が必要ではないか。
- ・収入を上げるだけでなく、出て行く部分を少しでも少なくできるように。

(委員)

- ・29頁に児童手当の支給とあるが、児童扶養手当の現況届について、平日に休んで行くことや、現状を色々聞かれることが嫌だという話がある。現況届を行う際に個人情報への配慮が必要となる。

(委員)

- ・人権尊重の立場に立った現況届に係る研修を実施するなどの取組が必要。
- ・発想の転換で現況届の確認に行ったら良かったと思われる工夫が必要では。

(委員)

- ・ひとり親大会等においてもそういった意見は出ている。

(委員)

- ・ひとり親家庭、子どもと親の間で親に支援が行き届いていないことで結局子どもにフラストレーションが行くことがある。

- ・地域での支援、NPO等、すごく大事な取組をされている。なくなっちゃいけないと思う。
- ・25頁の支援について、ライフステージの順番の方が良いのでは。例えば、保育が先に来るとか。

(委員)

- ・ひとり親になってからの支援ではなく、妊娠が分かった時点での支援も必要。

(委員)

- ・妊娠期への産前産後事業、本県でも行われているのだが。

(委員)

- ・事業があるのであれば、記載すべき。
- ・どれだけ周知されているか、情報の周知ということも重視していただきたい。

(委員)

- ・タイムリーに情報が入ることが重要。

(委員)

- ・経済的な支援も良いと思うが、減免する方が手元に多くお金が残る。
- ・情報について、ホームページに掲載しているだけでは中々伝わらない現状がある。

(委員)

- ・ひとり親世帯を優先的に雇用する、そういったところに県から優先的に発注する等、ひとり親の社会進出を県がサポートする取組があっても良い。県全体の事業所に、ひとり親家庭を応援するという風潮を作り出すこと。

(委員)

- ・ケアや介護を行っているひとり親家庭もある。企業側の長期的な戦略としても、非正規労働者をうまく使っていくことは重要なので、そういった人材を上手く活用していくことが必要。

(委員)

- ・企業への協力という点があるのであれば、もう少し広い方向性になる。

(委員)

- ・7頁の記載、未婚と死別の順番が逆ではないか。
- ・12頁に「母子生活支援施設の機能拡充」とあるが、母子生活支援に行きたくない（ルールが厳しい）という方も多い。もっと住みたいと思ってもらえるような検討を。

- ・ 17頁の情報提供について、どういう形で行うのか。離婚届を出す時は必ず市役所に行くので、そういったときに情報提供できるようなことも必要ではないか。
- ・ 18頁の12行目、自ら課題できるようにというのは自助努力のように思える。人との繋がりを視野に入れる必要があるのでは。
- ・ 18頁の33行目、子どもは18歳未満を想定しているのであれば、就職、キャリアアップとは？将来の就労支援にという書き方にしてもらいたい。
- ・ 19頁に学習支援、高校生に対する給付型の奨学金の記載を検討いただきたい。
- ・ 20頁のコミュニティースクールについて、将来的な人材確保に対する予算措置も必要。
- ・ 23頁の生活困窮世帯に対する支援について、塾代は貸付の対象にはなっていない。大学進学できるまでの支援であってほしいので、進学を見据えての学習支援策を考えてもらいたい。

(委員)

- ・ 大人が幸せでないと子どもが幸せになれない、そういったメッセージの方がポジティブではないか。

(委員)

- ・ アウトリーチ的な取組も必要。情報提供、周知の方法について、若い人はスマートフォンを持っているのでSNSで発信する等、今の時代に即したものが求められる。

以上